

第7次 矢巾町総合計画 前期基本計画



目 次

第1章 健やかな生活を守るまちづくり	4
第1項 健康づくりの推進	4
第2項 医療体制の充実	6
第3項 地域福祉・生活福祉の推進	8
第4項 児童福祉の充実	10
第5項 高齢者福祉の充実	12
第6項 障がい者（児）福祉の充実	15
第7項 社会保障制度の充実	17
第8項 平和の保持と人権保護の徹底	20
第2章 時代を拓き次代につながるひとづくり	22
第1項 幼児教育・保育の支援	22
第2項 学校教育の充実	24
第3項 青少年の健全教育	27
第4項 生涯学習の充実	29
第5項 スポーツ・レクリエーション環境の充実	32
第6項 芸術・文化活動の推進	35
第7項 文化財の保護と活用	37
第8項 地域間交流・国際交流の推進	39
第3章 利便性と発展性を高めるまちづくり	41
第1項 適切な土地利用とまちづくりの推進	41
第2項 道路整備の推進	43
第3項 河川整備の推進	45
第4項 公園の整備と緑地の保全	47
第5項 公共交通の利便性の向上	49

第4章 快適性と安全性を高めるまちづくり	51
第1項 適切な住宅の供給	51
第2項 上水道の適切な運営管理	53
第3項 下水道の整備	55
第4項 消防・救急体制の充実	57
第5項 防災対策の充実	59
第6項 防犯対策の充実	61
第7項 交通安全対策の充実	63
第8項 消費者の保護	65
第9項 コミュニティの活性化	67
第5章 産業の活力を高めるまちづくり	69
第1項 農林業の振興	69
第2項 商業環境の充実	72
第3項 工業の振興	74
第4項 観光まちづくりの推進	76
第5項 勤労者への支援の充実	79
第6章 豊かな生活環境を守るまちづくり	81
第1項 循環型社会の形成	81
第2項 環境保全と環境美化の推進	84
第3項 環境衛生の充実	86
第7章 安心と信頼が寄せられる行政経営	89
第1項 住民協働のまちづくり	89
第2項 男女共同参画の推進	91
第3項 広報・広聴の充実	93
第4項 適切な行財政経営の推進	95
第5項 広域連携の推進	97

第1章 健やかな生活を守るまちづくり

第1項 健康づくりの推進



◎現況と課題

本町では、「がん、脳血管疾患、心疾患」等の生活習慣病が増加し、死因における大きな割合を占めていることから、保健福祉交流センターを拠点に町内の保健福祉関係機関及び自治会等地域の協力を得ながら、子どもから高齢者、障がい者等の健康づくり及び介護予防を行っています。

健康づくりは生涯を通じて行うことが重要であり、子どもの頃から健康的な生活習慣の習得が必要です。本町では「健康やはば 21 第2次プラン」に基づき、「病気の早期発見・早期治療」の取り組みに加え、生活習慣病を予防していく「一次予防」に重点をおいた取り組みを行っています。そのため、特定健康診査及び各種がん検診受診率の向上、精密検査受診率の向上に努める必要があります。また、高齢者人口は増加傾向であり、介護を必要とする方が増加していることから、生活機能の低下や認知症を防ぐため、健康的な生活習慣の実践とともに、介護予防事業を一層推進する必要があります。

また、「健康やはば 21 第2次プラン」策定時のアンケート調査から、ストレスを感じている人の割合が高く、睡眠による十分な休養が取れていない人が多くなっています。本町の自殺者は減少傾向にあるものの、自殺率は全国よりも高いことから、自殺予防に関する取り組みや精神保健に関する講座等を通じて普及啓発に引き続き取り組んでいく必要があります。また、子どもを

取り巻く環境は大きく変化しており、乳幼児健診や育児相談等を通じた支援等の、子どもを安心して産み育てられる環境づくりがより一層求められています。

◎施策の方向

①生涯を通じた健康づくりの推進

生涯を通じた健康づくりの推進に向け、国や県の健康づくり施策の動向を踏まえながら、「健康やはば21第2次プラン」に沿った各種健康づくりの取り組みを、地域や学校、保育園、医師・歯科医師会、岩手医科大学等各関係機関と連携を図りながら、住民ともに協働で行います。

②高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者の健康づくりと介護予防の充実、こころの健康づくりの推進、健康づくりサポーターの養成や活動支援によって、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

③地域協働による健康づくりの推進

住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」意識を持ち、地域と協働で生涯を通じた健康づくりに取り組むために、健康づくりリーダーの養成と組織活動の支援を強化します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
特定健康診査受診率	53.1%	70.0%	現状値H26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
介護予防事業実施回数	282 回	320 回	現状値H26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
保健推進員健康づくり事業活動回数	54 回	60 回	現状値H26年度

第2項 医療体制の充実



◎現況と課題

本町は盛岡広域医療圏域に属し、医療機関が充足された恵まれた環境にあります。現在、地元の紫波郡医師会や隣接する盛岡市医師会の協力のもと、乳幼児から高齢者に至るまでの各種健診、予防接種等の事業が円滑に実施されています。

一次救急及び二次救急医療においては、夜間診療所及び休日当番医を設け、盛岡広域8市町で、小児救急医療の確保と救急における輪番制等の運営補助を行い、医療の確保を取り組んでいます。また、三次救急は岩手医科大学附属病院により、高度医療の提供体制が確保されている環境にあります。しかし、盛岡広域医療圏は、県内の医療機関から高度な医療を求められることや、医師不足、さらに夜間や休日救急の安易な利用等の課題もあり、医師への負担は大きくなっています。

また、感染症対策を推進していくため、必要な予防接種をより安全に受けられる環境が求められており、保護者や医師会と相談しやすい関係づくりと接種を受けやすい体制整備が必要です。

さらに、地域医療を支える献血事業を血液センターと連携して実施していますが、安定した医療のために、協力者の確保が一層求められています。

◎施策の方向

①安心して医療が受けられる環境づくり

盛岡広域医療圏を構成する医師会及び各市町、関係機関と連携し、ニーズに対応した医療体制の確保を図るとともに、かかりつけ医の定着に向けた広報活動に努めます。

②疾病予防の強化

安全に予防接種を受けることができる体制の充実を図るとともに、定期予防接種の接種率向上に向けた取り組みを推進します。また、住民の献血に対する理解を深め、協力者の増加に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
救急医療機関利用者延べ人数	4,994 人	5,300 人	現状値H26 年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
予防接種接種率			
乳幼児（麻疹・風疹第1期）	94.0%	97.0%	現状値H26 年度
高齢者（インフルエンザ）	55.2%	60.0%	

第3項 地域福祉・生活福祉の推進



◎現況と課題

少子高齢化や核家族化の進展、就労形態の変化により、生活支援を必要とする人が増加傾向にあり、福祉サービスのニーズが多様化しています。本町では、必要とするすべての住民が福祉サービスを適切に受けることができるよう地域福祉活動を推進しています。

現在、生活課題を抱える住民への支援として、暮らしの相談支援や日常生活支援、生活困窮者の自立に向けた支援のための各種事業を実施しているほか、社会的に支援が必要な住民への福祉サービスとして、ふれあい給食宅配や一人暮らし高齢者の見守り等の事業を実施しています。

地域福祉の充実には行政だけでなく、多くの住民の参加が求められています。本町では「矢巾町ボランティア活動センター」が矢巾町社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動を推進するためのさまざまな支援を行うと同時に、地域住民にボランティア活動への参加を呼びかけています。

また、本町ではひとり親家庭への支援を行っており、福祉資金の貸付やひとり親家庭の交流事業などを実施しています。しかし、ひとり親家庭では経済問題や健康問題などが複雑に絡み合い、単なる「ひとり親」支援だけでは解決できないケースが増加しています。

近年、生活保護世帯数は、件数としては横ばいの状況にありますが、盛岡広域振興局と連携して包括的・継続的な支援を行っています。生活困窮者は複合的で多様な課題を抱えており、支援が遅れることで状況は複雑化し、解決が難しくなることから、相談窓口の整備や働く場の確保、社会参加の推進を図る必要があります。

◎施策の方向

①地域福祉体制の充実

ボランティアグループの育成強化及び活動拠点の充実を図るほか、マンパワーボランティアの確保に努めます。また、福祉全般窓口の新設を検討するほか、成年後見制度の普及啓発に係る取り組みを進め、地域福祉体制の充実を図ります。

②地域福祉活動の推進

地域住民と行政、事業者が地域で共に活動するための仕組みづくりを推進します。地域の中の課題解決に取り組む地域福祉活動コーディネーターの設置と育成を推進し、地域福祉活動の充実を図ります。また、助け合いの仕組みづくりにつながるポイント制ボランティア制度の導入を検討します。

③ひとり親家庭への支援

各種支援内容の周知を図るとともに、盛岡広域振興局の支援相談員や矢巾町社会福祉協議会等との連携により、相談窓口の連携と充実を図ります。

④低所得者福祉の充実

生活困窮者の早期把握と併せて、相談窓口の設置と就労支援を官民協働で実施することにより、総合支援の取り組みを進めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
地域福祉ボランティア団体の登録数	29 団体	35 団体	現状値H26 年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
地域福祉活動コーディネーターの設置人数	0 人	実施計画策定後に設定	

第4項 児童福祉の充実



◎現況と課題

核家族の増加や社会状況の変化に伴い家庭や地域における子育て機能が低下しており、育児に対する不安や悩みを抱えた家庭が増えています。また、女性の社会進出や就労形態の多様化により、子育てか就労かの選択を迫られる等の問題が起きています。

そのため、地域を含めた社会全体で子育てを考える取り組みが必要であるとともに、相談機能の充実や、子育て支援ネットワークの形成、子育てに関する情報提供など、子育てに関する支援体制の充実が求められています。また、支援の必要な児童と保護者に対しては、関係機関のネットワーク連携により適切な支援を提供する取り組みも重要となっています。

本町は子育て支援環境の充実に努めており、保育所等は平成26年度現在、認定こども園が1ヵ所、公立保育所が1ヵ所、私立保育所が6ヵ所あり、定員は合わせて800名となっています。

保護者の要望に対応するために、現在「矢巾町子ども子育て支援事業計画」に基づき重点的な取り組みを進めています。

また、働く女性も育児と就労が両立できるように、これまで以上にきめ細やかな保育サービスの提供が必要であるとともに、自宅で子育てをしている保護者に対しても、子育て中の孤独感、不安感を緩和させる対応が必要となっています。

◎施策の方向

①矢巾町子ども・子育て支援事業計画の推進

事業計画に基づき、本町の児童福祉や子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子育てニーズの継続的な把握に努めます。

②子育て支援の充実

関係機関のネットワーク連携により地域全体で子育てを支援する態勢の強化を図るほか、子育て支援情報の提供を充実させ、子育てにやさしい地域づくりを推進します。また、医療費助成制度の対象者拡大による経済的な支援の実施と、給付手続きの簡素化を図ります。

③地域における子育て支援の推進

子育てにおける安全確保を図るために、地域での子育て相互支援活動を推進します。

④児童虐待防止と早期発見体制の充実

関係機関との連携強化により相談能力を向上させ、児童虐待防止の啓発と対策の推進に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
特定 13 事業の実施状況	7 事業実施	13 事業実施	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
年少人口数	3,531 人	3,530 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
子育てボランティア登録人数	30 人	35 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
児童虐待相談件数	7 件	0 件	現状値H26 年度

第5項 高齢者福祉の充実



◎現況と課題

本町の高齢化率は平成 24（2012）年 6 月に 20% を超え、平成 27（2015）年 8 月現在で 22.9% となっています。平成 22（2010）年の県内平均寿命では、男性 79.0 歳で県下第 6 位、女性 86.6 歳で同第 3 位と、本町の平均寿命は県内でも上位に位置しています。

65 歳以上の老人人口も 6,200 人を超えており、超高齢化社会でも高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるために「矢巾町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の福祉・介護サービスの充実に努めています。

しかし、高齢者の中でも一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、普段の生活の中での高齢者の見守り活動の充実が求められています。高齢者の暮らしに対応する総合的な福祉・介護サービスを推進するためには「自助・互助・共助・公助」という考え方方が重要であり、地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携をバランスよく機能させる必要があります。また、本町の介護予防拠点施設高齢者活動センター「やまゆりハウス」では、単位老人クラブを対象としての介護予防教室を開催しています。

各自治体が多様な在宅福祉サービスを展開している中、全国的にも認知症を発症する高齢者の割合が高まっており、認知症になってしまっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを進め、高齢者の生活を支援する事業のさらなる推進が急務となっています。そのため本町では、各種事業により在宅生活を支援しています。

本町のシルバー人材センターは、高齢者の就業機会と意欲の向上を図り、高齢者の生きがい活動や社会奉仕活動にも寄与している団体であり、高齢者が地域の中で役割を担って生活できる機会が提供されています。

また、地区単位での老人クラブは31クラブが活動しており、地域コミュニティ活動の中核を担っています。しかし、老人クラブの会員は年々減少しており、シルバー人材センターの会員も伸び悩んでいることから、高齢者にとってより魅力があり高齢化社会に求められる活動の検討、社会活動への動機づけへの働きかけが必要です。

◎施策の方向

①高齢者福祉施設の充実

「矢巾町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度から3ヵ年計画）」に基づき、高齢者の暮らしに対応する総合的な福祉・介護サービスを推進します。

②高齢者の生活支援サービスの充実

介護が必要な状態になっても地域で暮らし続けることができるよう、介護だけではなく医療や予防、生活支援、住まいの問題等の支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、高齢者の生活支援サービスの充実に努めます。

③認知症対策の推進

医療と介護の連携により認知症の方と家族の支援体制の充実を図るほか、行方不明時の「SOSネットワークシステム」の充実、認知症への理解と情報発信等により、支援のための地域づくりを進めます。

④高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者の自立生活と社会活動の参加をより推進するため、社会福祉協議会やシルバー人材センター、町内各ボランティア団体との連携をより緊密にし、各種事業の展開を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
地域包括ケアシステム構築に係る事業進捗率	—	実施計画策定後に設定	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
認知症地域支援推進員の設置	1 人	2 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
認知症サポーター養成講座受講者数	2,555 人	4,000 人	

第6項 障がい者（児）福祉の充実



◎現況と課題

現在本町では、障がいのある方が特性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づいた各種障がい福祉サービスを提供していますが、支給量及び給付費、事務費が年々増加している状況にあります。

身体・知的・精神の障がいのある方の社会活動については、身体障害者協議会や手をつなぐ親の会、あすなろ会等の単体活動への援助を実施しており、障がい者（児）が積極的に社会参加の機会を持てるよう、障がい者のスポーツ大会、趣味創作教室等の健康と生きがい増進活動、ふれあい交流事業やボランティアによる声の広報、イベントを活用したボランティア等の社会参加促進事業を実施しています。

また、平成29（2017）年度中には、岩手県立療育センター（肢体不自由児施設・障がい者支援施設）が本町藤沢地区へ移転することにより、他市町村からの障がいのある方の住所移転が想定されます。そのため、障害福祉サービス等の支給量増加が見込まれており、障がい者（児）への理解の促進がさらに求められています。

◎施策の方向

①障がい者（児）の視点に立った自立支援の充実

国の障がい福祉施策の動向を踏まえ、「矢巾町第4期障がい者プラン及び障がい福祉計画」に沿った各種障がい者支援を、障がい者支援団体、障害福祉サービス事業者及び岩手県立療育センターとの連携により推進します。

②バリアフリー化と交流・ふれあいの推進

町内のバリアフリー化に努めるとともに、障がい者（児）への理解の促進を図るために、住民との交流活動やふれあいの機会の拡充を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
障がい福祉サービスの利用者数	266 人	347 人	現状値H26 年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
公共施設のバリアフリー化	—	実施計画策定後 に設定	

第7項 社会保障制度の充実



◎現況と課題

本町の国民健康保険加入者数は年々減少傾向にあるものの、65歳以上の前期高齢者割合が全体の40%を超える状況となっています。

住民1人あたりの療養諸費は、平成20（2008）年度から年々増加している一方で、国民健康保険加入者に年金生活者や低所得者層が多く、保険税の軽減世帯数が増加するなど、構造的な問題を抱えていることから、健全な国民健康保険の財政運営が一段と厳しくなっている状況にあります。そのため、第2期特定健康診査等実施計画に基づき、毎年事業評価をしながら特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に向けて各種取り組みを実施しています。

一方で、町内及び近隣市町に医療機関等が数多く立地し、恵まれた受診環境にある中、医療費の伸びを抑制するために適正受診を啓発する必要があります。

また、国民健康保険事業が県との共同運営体制へ平成30（2018）年度に移行することに伴い、市町村が果たす役割が重要となっています。保険制度の改革に併せ、さらに啓発を進めることが必要です。

高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者についても年々増加傾向にあり、今後も要介護認定者の増加や介護給付費の増大も予想されることから、その抑制のため介護予防事業に積極的に取り組んでいます。

また、社会問題となっている認知症の方への対応について、平成24（2012）年度から組織を立ち上げ、本人やその家族へ支援の充実を図っています。

後期高齢者医療保険制度の運営においては、世代全体で高齢者の医療費を支援していく体制づくりが重要となっているとともに、その適切な運営が重要となっています。

本町では、年に数回、広報による年金制度の周知を行っています。

現在、年金制度に対する不安が増している中で、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する通知のほか、手軽に利用できる「ねんきんネット」の紹介や加入履歴等の相談窓口の拡充を図っていく必要があります。

◎施策の方向

①国民健康保険制度の適切な運営

第2期特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づく、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進により、国民健康保険制度の安定化を図ります。また、国民健康保険事業の県との共同運営移行に向けた周知活動の充実を図ります。

②介護保険制度の適切な運営

地域に根ざした介護予防事業の推進を図り、高齢者の生きがいづくりや社会参加のための環境づくりを推進するとともに、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進することにより、介護保険制度の適切な運営に努めます。

③後期高齢者医療保険制度の適切な運営

医療費抑制のための啓発や、健康知識の普及、各種手続きにおける利便性の向上を図るとともに、後期高齢者医療広域連合との連携をさらに強化し、保険制度改革の情報提供や周知を充実させることにより、後期高齢者医療保険制度の適切な運営に努めます。

④国民年金制度の運営支援

無年金者の発生を防ぐため、納付勧奨や免除申請の案内を重視するとともに、年金制度の理解促進に向け年金の所管機関等と連携し、広報等による住民への周知活動を推進します。

◎まちづくりの指標

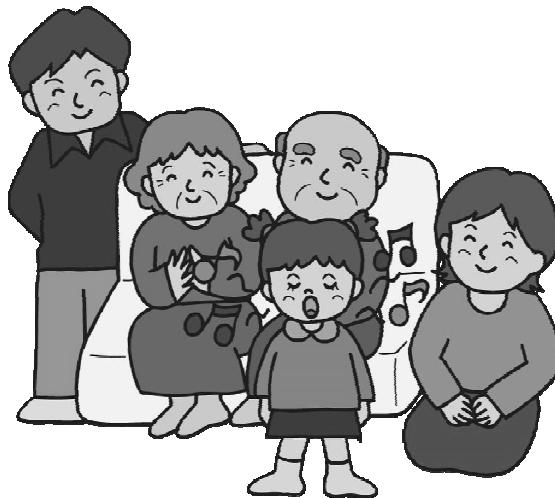
指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
国民健康保険の一人当たり医療費の増加率の削減	7.0%	3.0%	現状値は H26 年度の対前年度比

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
介護保険の一人当たりサービス給付費の増加率の削減	6.0%	4.0%	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
後期高齢者医療保険の一人当たり医療費の増加率の削減	0.67%	0%	現状値は H26 年度の対前年度比

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
国民年金の納付率の向上	69.0%	71.0%	現状値は H26 年度

第8項 平和の保持と人権保護の徹底



◎現況と課題

本町では、戦後 50 年の節目となる平成 7 （1995）年に恒久平和を願い、「非核平和の町」を宣言し、世界平和の願いも込め、外国との友好都市締結をはじめとする国際親善交流を推進しています。

また、住民の人権を守るために、特設人権相談所の開設（毎月 1 回・第 2 金曜日、人権擁護委員の日、人権週間の啓発）、人権の花の配布（人権思想の普及）、人権の花交流会及び人権標語入り風鈴などによる啓発事業を実施しており、毎年 7 月には、社会を明るくする運動を全町で取り組んでいます。

人権に関する意識が高まっている一方、近所のトラブル、家庭内の問題、いじめや体罰、職場でのパワーハラスメント等、人権侵害が複雑かつ多様化する中で、人権保護のさらなる徹底が必要となっています。

◎施策の方向

①平和の保持

非核平和の町宣言の精神をふまえ、非核平和の尊さを認識できるよう平和意識の高揚に努めます。

②人権保護の徹底

町内において深刻な人権侵害が発生しないよう住民への意識啓発を図るとともに、いじめをなくし、かけがえのない命を守る心を育みます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
町内小中学校での人権教室開催	4 校	6 校	

第2章 時代を拓き次代につながるひとづくり

第1項 幼児教育・保育の支援



◎現況と課題

改正教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）において、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」と新たに定められました。本町では、保護者に対する経済的な支援の充実に向けた取り組みとして、幼稚園の保育料の負担軽減となる就園奨励事業を行っており、その補助対象幼児は平成 27（2015）年 1 月現在、192 名となっています。

また、近年、小学校に入学したばかりの 1 年生が、集団行動がとれないことや授業中に座っていられない等の学校生活になじめない状態が続く「小 1 プロブレム」の問題が全国的に増えています。

このような問題は、幼稚園・保育所を通じ、家庭ではできない「集団教育」としての幼児教育への要望が保護者に高く、また、共働き世帯の増加などにより、「子どもを預かってほしい」という保育ニーズも存在することから、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保することが重要となっています。

それと併せ一人ひとりの子どもの健やかな育ちが実現され、生きる力の基礎を育成する、家庭教育の充実が望まれています。

◎施策の方向

①幼児教育・保育の支援

幼児の健やかな成長を支援するため、幼稚園就園に伴う保護者の負担軽減のため、私立幼稚園就園奨励費補助や幼稚園整備事業並びに運営補助の適正な執行に努めるほか、保育所及び認定こども園就園に伴う保護者の負担軽減のため、保育料軽減率の維持に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
国が定める保育料に対する負担軽減率の維持	36.47%	36.50%	

第2項 学校教育の充実



◎現況と課題

本町には小学校が4校（徳田小学校、煙山小学校、不動小学校、矢巾東小学校）、中学校が2校（矢巾中学校、矢巾北中学校）あり、児童生徒の教育に当たっては、自ら考え、進んで行動するたくましく生き生きとした人間を育てることを目指しています。

児童生徒数は、徳田小学校及び不動小学校が減少傾向にあり、煙山小学校及び矢巾東小学校と中学校については横ばいで推移しています。また、学区による児童生徒数の偏りが生じていることから、今後、学区の見直しが必要となっています。

学校施設は、徳田小学校が国指定史跡徳丹城跡内に立地しているため、移転改築に取り組む必要があり、その他の学校については、校舎内外、体育館及びプール施設等の老朽化が見受けられることから、大規模改修等、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

現在、児童生徒の状況は、小学校、中学校ともに不登校児童生徒が増加傾向にあり、その要因を正しく把握し、早期の対策を取ることが求められています。本町では、いじめの防止等に関する機関等との連携を図るため「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ対策を推進しているほか、町及び各学校において「いじめ防止基本方針」を実践することで、いじめのない学校環境の確立に努めています。

本町の学校給食は、平成16（2004）年4月から共同調理場において給食を提供していますが、食材の地産地消を進めるため、町内生産者の協力を得て町内農産物の使用に努めています。施設や設備が完成後10年以上経過し、更新や補修が必要となっています。

◎施策の方向

①知・徳・体のバランスを重視した教育の推進

人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に取り組む児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育みます。

②教育環境の充実

教育環境の充実を図るとともに、行政区再編に伴った町全体の小学校、中学校の学区の見直しを図ることにより、児童・生徒一人ひとりに目が届く教育を実現し、心豊かに学べる教育環境の充実に努めます。

③安全な学校施設の管理と運営

児童・生徒が安全に学べるよう、学校施設の老朽化に伴う大規模改修等、計画的かつ速やかな整備を行い安全な教育環境を確保します。

④適応支援及び特別支援の充実

学校適応支援員及び特別支援教育支援員を継続的に配置し、児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた指導の充実が図られる教育体制を確保します。

⑤安全・安心な学校給食の提供

町内生産者との連携を図りながら、町内農産物を積極的に使用し、安全で安心な給食の提供を図ります。併せて、施設や機器、備品の補修・更新を適切に行います。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
学習定着度状況調査における県平均に 対する町平均の比率	小学校 104% 中学校 103%	小学校 104% 中学校 103%	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
教育施設の長寿命化実施率	—	公共施設総合管 理計画策定後に 設定	小学校 4 校、中学 校 2 校、学校給食 共同調理場

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
学校適応支援員及び特別支援教育支 援員の適正配置	4 人 5 人	必要に応じた適正 配置	上段は学校適応支 援員

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
学校給食への町内農産物の利用割合	56.5%	57.0%	現状値はH26年度

第3項 青少年の健全育成



◎現況と課題

少子化、情報化、国際化が進む中、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。同時に、核家族化の進行やひとり親家庭の増加などに伴い、家庭において家族のふれあいが不足することで基本的な生活スキルが低下する可能性があります。

また、情報化の進展によって、多種多様な情報に触れることができる一方で、受け取る情報量が過重となり、自ら考えて行動する力が弱まっていると言われています。

青少年の育成は、学校教育にのみ任せのではなく、日常生活での活動や地域行事への参加など、さまざまな体験を積み重ね、同年代による友人のほか、他の集団や異年齢とのかかわりの中から、より良い人間関係を形成する力を身につける必要があります。

そのため、さまざまな体験活動や取り組みを通して、青少年が広い視野をもち、多くの疑問を感じることによって自ら考える機会を与えることが必要です。また、都市化による住宅環境や保護者の意識などにより、外遊びやスポーツなどの機会が減少し、青少年の体力の低下も懸念されている現状から、自然体験やスポーツ活動などに日頃から親しみ、体を動かすことによって心身ともにリフレッシュし体力増進を図ることが重要です。

学校、家庭、住民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に向けて自主的に取り組む岩手県独自の教育運動である教育振興運動は、昭和40（1965）年に、県内各地で地域をあげて学力向上のための取り組み（読書運動など）を行ったのが始まりで、以来、県の教育水準の向上、子どもの健全育成、家庭や地域の教育力向上など、教育環境の整備充実に大きな役割を果たしています。

本町でも改めて、この活動を踏まえた青少年の健全育成を図る必要があります。

◎施策の方向

①五者連携による青少年の健全育成

子ども、親、教師（学校）、地域、行政の5者が、それぞれの責任を果たす意識を持ち、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを推進します。

②青少年指導者団体・グループ等の育成支援

青少年指導者や団体・グループ等の育成に努めるとともに、家庭教育支援の充実や青少年の各種体験活動の充実、青少年図書の拡充など、自ら学ぶ学習機会づくりの充実を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
教育振興運動の実践活動地域数	44 地域	44 地域	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
青少年育成団体数	3 団体	3 団体	

第4項 生涯学習の充実



◎現況と課題

本町では、生涯学習施策を総合的に推進するため、平成16年3月に矢巾町生涯学習推進本部を設置し、住民が生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を創造していくことができるよう、各世代の課題やニーズに対応した各種事業の実施を通じて学習活動の支援や自主学習グループ等の育成を図っています。加えて、本町住民の学習意欲は全体的に高く、サークル活動やボランティア活動にも高い関心が寄せられています。

その一方で、ライフスタイルの多様化や生活の多忙化等により学習活動を行っていない住民も多くなっていますが、こうした住民の中には潜在的に学習意欲をもっている方があることから、提供する生涯学習内容について常に見直しつつ住民ニーズに対応することが必要です。

町公民館は、青少年教育・成人教育・高齢者教育の講座の機会を設けているほか、町内約80団体の自主学習グループが公民館で積極的活動を行うなど、本町における社会教育・生涯学習活動の中心的施設として多くの住民に利用されています。また、住民が生涯自主的に学び自己を高め、健康で生きがいのある学習活動ができるよう、各世代のニーズに応じた各種教室の実施を通じて、学習活動の支援や自主学習グループの育成を行っています。

しかし、町公民館は、建設から30年近くが経過し、経年劣化による施設の老朽化が進んでおり、適切な整備が急務となっています。

現在、町公民館の図書室は約4万冊の蔵書を備え、資料の閲覧や貸し出しサービスを行っているほか、学習スペースを設け住民が気軽に学習し、本に親しむことができる環境づくりを行っています。しかし、町公民館や図書室をまったく利用したことがない住民もあり、利用人数の増加を図る必要があるほか、図書室の蔵書については、利用者のニーズを把握し応えていく必要があります。

本町の図書室は平成28（2016）年4月にオープンする「やはばーく」へ移転しますが、これを機会に図書室の周知を強化する必要があります。併せて、地域の学びの拠点である自治公民館の振興を図るとともに、自主学習の要である図書室の蔵書充実が重要です。

◎施策の方向

①学習機会の拡充と、家庭や地域の教育力向上

各世代の課題やニーズに対応した学習機会の充実など、社会教育活動の振興を図るとともに、地域と連携して子どもを育成することにより、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

②地域づくり型生涯学習の推進

講師派遣や各種広報・インターネット等を活用した住民の学習活動を支援するとともに、出前講座の開催など学習活動を支援します。

③公民館活動の振興

各種サークル活動の情報を収集し、活動の充実に向けた適切な支援を行うとともに、公民館施設の機能を維持するために年次計画で補修等により環境の整備を行います。

④図書センターの充実

「やはばーく」に移転する図書室が多くの住民に活用されるよう、その情報発信を図るとともに、利用者の年代等に対応した蔵書の充実を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
各種講座開催数	7 回	12 回	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
まちづくり出前講座実施件数	29 件	37 件	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
各種活動サークル数	70 団体	78 団体	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
図書の蔵書数	45,000 冊	90,000 冊	

第5項 スポーツ・レクリエーション環境



◎現況と課題

本町には、矢巾町民総合体育館、総合グラウンド、南昌グリーンハイツ屋内プール、ゲートボール場、ペタンク場、マレットゴルフ場等のスポーツ・レクリエーション施設があるほか、学校施設も住民のスポーツ活動の場として提供しています。

しかし、多様化するスポーツ活動を行う上で、冬期間の屋外スポーツの練習場が不足しているほか、町内のスポーツ施設の利用は昼夜共に多く、個人利用が難しい状況となっているとともに、経年劣化により、社会体育施設や設置機器の老朽化が進み、これに対応した維持管理と適切な整備が必要です。

また、本町住民や団体は、岩手県民体育大会において多くの種目で上位入賞を果たしており、住民のスポーツ活動は活発に行われていますが、スポーツ少年団活動が活発化する中で、有資格指導者が不足しています。そのため、スポーツ少年団の有資格指導者の確保が必要であるとともに、競技力の向上に向けた長期的・継続的な支援が必要です。

現在本町では、日本一健康な町やはばの実現に向けて全町一体となって活動を進めていますが、そのためには高齢者の健康増進を目的とした運動習慣の構築を図るとともに、日常的な運動が定着していない住民も多数いることから、コミュニティを核としたスポーツ活動の推進が必要となっています。

◎施策の方向

①生涯スポーツの推進

町民スポーツ大会等の事業を通して、スポーツ活動の推進やコミュニティスポーツの醸成を図るとともに、スポーツへの興味関心を高め、だれもが気軽にスポーツを始められる環境づくりを推進することで健康的な体力作りを促進します。

②青少年スポーツ活動の推進

NPO法人矢巾町体育協会及び総合型地域スポーツクラブへの支援を行い、スポーツ活動を推進するとともに、各種指導者の発掘・育成に努め、スポーツ少年団の活動を推進します。

③競技スポーツの推進

種目別競技団体の活動を推進することにより、競技スポーツの振興を図ります。

④スポーツ施設の整備及び維持管理

社会体育施設及び学校開放施設の効率的かつ有効な利用を推進するとともに、社会体育施設の安心・安全な維持管理と整備を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
町民スポーツ大会年間参加延べ人数	2,054 人	2,050 人	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
各種教室参加者数（充足率）	86%	90%	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
県民体育大会出場種目数	20 競技	22 競技	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
町民総合体育館の稼働率	100%	100%	

第6項 芸術・文化活動の推進の充実



◎現況と課題

本町では、町公民館や矢巾町文化会館（田園ホール）を中心に芸術文化関係団体の定期的活動が行われていますが、活動の拠点である田園ホールは県内で最も高い年間80%以上の稼働率を誇り、その特徴を活かした各種鑑賞事業が展開され、町や住民の活発な芸術文化活動を支えています。

特に、町民劇場や町民オーケストラなど、住民自らの手による地域文化の創造が行われており、その活動は本町の独自性を表しています。

しかし、芸術鑑賞事業等の入場者数が伸び悩んでいる状況であるとともに、芸術文化活動団体の構成員が高齢化しており、活動が縮小する傾向にあります。

今後は、住民が優れた芸術作品の鑑賞、直接芸術文化活動に参加できる機会を積極的に設定することが求められているほか、住民の自主的な芸術文化活動を促進するとともに、住民で結成する各種団体においてはその担い手が不足していることから、新規参加者を募り後継者の育成を進める必要があります。

併せて、老朽化が進む施設の計画的な維持管理及び設備の維持・更新も必要となっています。

◎施策の方向

①芸術文化活動の推進

芸術文化活動の推進を図ることを目的に、活動成果発表の機会の拡充を図るとともに、子どもから高齢者まで参加しやすい事業を推進し、芸術文化団体への長期的、継続的な支援と育成を行います。

②文化施設の活用

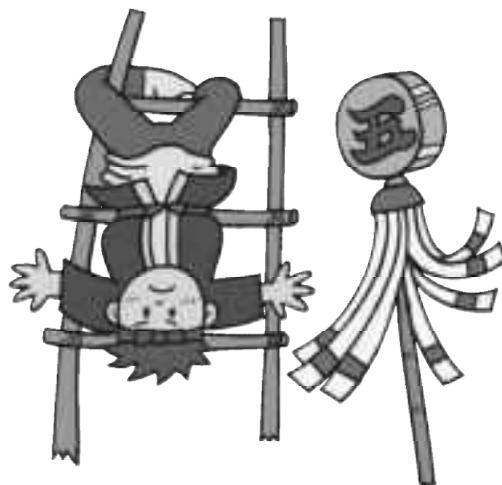
住民の芸術鑑賞に係るニーズを把握し、町文化会館の特徴を生かした各種事業を開催するとともに、芸術文化活動に関する情報提供・情報発信を積極的に行います。併せて、老朽化した施設の適切な維持管理に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
芸術文化協会加入者数	団体 42 団体 個人 6 人	団体 42 団体 個人 6 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
自主事業年間入場率	48%	60%	現状値はH26年度

第7項 文化財の保護と活用実



◎現況と課題

現在、本町には43件の指定文化財があり、その中には国指定史跡徳丹城跡も含まれております。継続的に調査及び公有地化を進めています。

徳丹城は、平安時代初期の弘仁3年（812年）頃に、征夷将軍文室綿麻呂によって造られた律令制最後の城柵で、昭和44（1969）年に国指定史跡に指定されています。徳丹城の整備事業は、指定後の翌年から17年間、第1次整備事業として行ってきましたが、その後は特に進展していない状況であり、今後活性化に向けた取り組みを検討する必要があります。

また、町内には、未指定の文化財が多くあるため、失われる可能性のある価値の高い文化財を保護するために、本町では文化財調査を行い、実態把握に努めるとともに文化財指定を進めています。埋蔵文化財は、現在162カ所登録されており、開発の際必要に応じて調査を行っています。

貴重な文化財を適切に保存し、かつ有効に活用し、次世代に伝えていくためには、指定文化財保存のための補助、史跡の適切な管理活用、後継者育成の支援など、継続的な取り組みを充実する必要があります。

住民に、豊かな矢巾の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう文化財を保存活用する施設を整備し、学習の機会となる普及啓発事業の充実を図る必要があります。

そのため、史跡徳丹城跡に隣接する歴史民俗資料館及び佐々木家曲家を活用し、文化財の価値と重要性について理解を深めてもらうよう定期的な企画展等、事業を行っていく必要があります。

◎施策の方向

①文化財の保護と啓発

文化財の適正な保護管理を行うとともに、啓発を図ります。更には、伝統芸能の後継者育成に取り組むとともに、町指定文化財佐々木家曲家の保存と活用を図ります。

②史跡徳丹城跡の整備と活用

史跡の保存管理を図るとともに、憩いの場としての活用も含めた整備を推進します。更には、ボランティア解説員の養成を行い、史跡に対する愛護精神を育みます。

③歴史民俗資料館の充実

展示施設の整備を図ることにより、郷土の歴史を学ぶ機会を住民に提供するとともに、町の歴史を次世代の子ども達にも継承します。

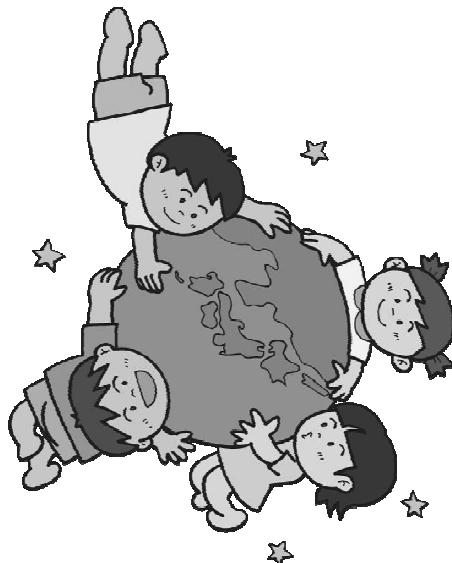
◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
指定文化財数	39 件	40 件	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
ボランティアガイド登録者数	6 人	15 人	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
歴史民俗資料館年間入館者数	2,205 人	2,500 人	現状値はH26年度

第8項 地域間交流・国際交流の推進



◎現況と課題

地域における国際交流の活動は、地域の特性によって多種多様な形で展開されており本町の国際交流もこれまで様々な形で取り組んできました。

海外との交流は、平成2（1990）年にカナダ・ラングレー市のブルックスウッドスクールとの高校生交流を4年間実施し、並行して平成3（1991）年には本町の国際理解指導員の仲介により、同氏の故郷であるアメリカ・ミシガン州フリモント町と中高生交流事業を行い、平成7（1995）年には友好都市を締結、以後現在に至るまで継続して交流が続いている。

また、平成13（2001）年から中国浙江省寧波市江北区教育局との中学生交流事業を行っていますが、近年は交流事業が見送られています。

国際交流の組織体制としては、平成9（1997）年に多面的な交流を目指して運営する国際交流協会が設立され、諸外国との親善相互交流プログラムを進めているほか、語学教室、町在住外国人との交流会などが行われています。

今後は、国際交流協会の体制や機能の更なる充実を図るとともに、交流機関団体や諸機関との連携の強化が課題となっています。

また、国や県での取り組みにより、国内自治体間の地域間交流も活発になっています。県では市町村等多様な主体による創意工夫による取り組みを総合的かつ機動的に支援し、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を推進し、農山漁村の活性化等を促進していますが、本町でも地域間交流についての取り組みが求められています。

◎施策の方向

①地域間交流の推進

他自治体と地域間交流を進め、将来において防災連携協定も視野に効果や成果を得るために継続的な取り組みを進めます。

②国際交流の推進と友好都市との交流

国際感覚の豊かな人材の育成と友好都市をはじめとする諸外国との交流を充実させるとともに、町に居住している外国人との交流を行うなど、国際交流の推進を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
他自治体との年間交流事業回数	3 回	5 回	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
在町外国人との年間交流事業回数	1 回	3 回	

第3章 利便性と発展性を高めるまちづくり

第1項 適切な土地利用とまちづくり



◎現況と課題

本町の土地利用については国土利用計画矢巾町計画を基本に、関連する諸法令、諸制度との調整を図りながら、秩序ある市街地形成を進めています。

本町では昭和40年代後半から盛岡広域都市計画の中で、都市的・農業的土地利用の調和を図り、効率的かつ効果的な土地利用を図るために市街化区域と市街化調整区域が定められ、市街化区域は、JR矢幡駅周辺地域、国道4号沿線及び流通センター地域に加え、岩手医科大学の総合移転と藤沢、中村地区が市街化区域に編入されています。都市整備については矢幡駅西地区、矢幡駅前地区及び広宮沢第二地区で土地区画整理事業が進められ、最終段階を迎えていました。

また、都市機能としては高次救急医療を担う岩手医科大学附属病院の立地や矢巾スマートインターチェンジの整備などに加え、県消防学校を含め県の広域防災拠点としての役割も担うなど都市機能のさらなる充実が図られ、今後交流人口の増加が見込まれています。

市街地整備が進む一方で、農用地が減少しています。農地は食糧の安定供給機能を持つほか、防災や自然環境の保全に果たす役割も担うことから、引き続き無秩序な開発の抑制に配慮する必要があります。

全国的な少子高齢化と人口流出が進むなか、本町においてもその傾向が顕著に見られ、地域コミュニティの維持が課題となっています。

このような状況において、これまでの均衡ある発展をさらに進化させ、盛岡広域圏の南拠点として目標人口3万人の達成を目指すため計画的な市街地整備を推進するとともに、地域コミュニティの維持に向けた取り組みを推進する必要があります。

◎施策の方向

①計画的な土地利用の推進

本計画に即して国土利用計画矢巾町計画（第3次）の見直しを行います。

都市と農村・自然が調和したまちづくりを図りつつ、都市的・農業集落的土地利用ゾーンにおいては計画的な市街地整備を推進し、煙山・不動地区の農業集落的土地利用ゾーンにおいては定住化や地域活性化に向けた取り組みを推進します。また、ヘルスケアゾーンの開発により新たな産業の創出のほか、観光・レクリエーションゾーン、沿道サービスゾーンなど農商工バランスのとれた土地利用を推進します。

②市街地活用の促進

既存市街地や土地区画整理事業完了地内の未利用地の活用を促進します。

また、旧矢巾中学校跡地利用について検討します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	備 考
町全体の面積に占める宅地面積の割合	12.31%	12.46%	現状値はH26年度

第2項 道路整備の推進



◎現況と課題

本町には、東北縦貫自動車道、国道4号をはじめ主要地方道盛岡和賀線ほか県道6路線により幹線道路網が構成されています。

現在、高速道路の活用による地域産業の活性化及び救急医療機関へのアクセス性の向上を目的に、スマートインターチェンジの設置及び周辺道路の整備が進められているほか、岩手医科大学附属病院開院に向けて、町道中央1号線の整備を進めています。また、矢巾中学校の通学路の交通安全施設整備を行っているほか、児童・生徒の安全確保のために通学路への街路灯設置を進めています。

本町では、道路は地域の共有財産であるとの認識のもと、本町の特徴的な取り組みである「矢巾町地域協働の道づくり事業」による道づくりを進めており、住民の交通利便性の向上を図っているほか、道路愛護活動の推進や、地域が主体的に除雪作業の実施を支援しています。

しかし、町内の全域において道路施設の老朽化が著しく、修繕の要望が後を絶たない状況であり、厳しい財政状況の中で計画的で適切な整備を進めることが求められています。

◎施策の方向

①主要道路の整備

スマートインターチェンジ周辺、岩手医科大学附属病院周辺の道路整備及び矢幅駅西口線の延伸計画を進めるほか、徳田橋架替、スマートインターチェンジ関連道路の整備、盛岡西バイパスの延伸計画と整備に関する要望による推進を図ります。

②生活道路の整備

歩道整備等の安全確保対策を進めるほか、未舗装道路の整備にあつては地元と協議を行い「矢巾町地域協働の道づくり事業」を継続して進めるとともに、道路の維持管理も地域が行う協働体制の強化を図ります。

③道路の維持管理

道路及び橋梁などが長期にわたり安全に利用できるよう、施設の維持管理計画を立て適切な維持管理に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
スマートインターチェンジ関連道路整備率 町道中央 1 号線整備率	— —	54% 100%	スマート I C 関連 3,700m の内 2,000m 中央 1 号線 1,500m

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
生活道路の整備率	57%	67%	現状値は H 26 年度

第3項 河川整備の推進



◎現況と課題

本町には、一級河川北上川水系に基づき県が管理する河川が5河川あり、その他中小河川は町が管理しています。河川環境の整備については、河川を常に美しく安全に管理する気運を高めるため、河川愛護会設置運営に関する規則に基づき、行政区域ごとの河川環境の整備を積極的に推進しています。

平成25年8月9日の大雨・洪水による災害を踏まえ、県管理河川の岩崎川は床上浸水対策特別緊急事業として事業化され、平成30年度までに芋沢川合流点から県道盛岡石鳥谷線までの区間を整備する予定ですが、その他の一級河川の整備は時間を要する事業となっていることから、住民の生命と財産を守るため、国や県に対して整備を要望しています。

町管理河川についても、台風や大雨などによる決壊や越水などが発生しており、破損箇所を中心に災害復旧事業により護岸整備を進めていますが、町管理河川は町の単独事業による整備が必要な状況にあります。

また、近年の豪雨においては、増水のみならず山間部からの土石流が相まって被害を大きくしている状況にあることから、山地保全対策も進める必要があります。

◎施策の方向

①河川整備の促進

台風や大雨などの災害から住民の生命と財産を守るために、一級河川北上川の無堤防区間の解消等、整備促進を強く要望します。

また、地域住民による河川内の雑物除去や、行政による浚渫などを実施することにより、適切な維持管理に努めます。

②町管理河川の適正な維持

町内の河川パトロールの強化を図り、破損箇所の早期発見による復旧と雑物除去に努めます。

防災関係機関との連携を強化し、大雨などによる災害時に適切な対応ができる体制の強化を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
基幹河川の整備進捗率	47.5%	62.0%	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
河川愛護団体数	41 行政区	41 行政区	

第4項 公園の整備と緑地の保全



◎現況と課題

本町は、緑地空間である丘陵地の自然を保全するとともに、良好な市街地環境の形成や、スポーツ・レクリエーションの場のほか、防災の役割としての公園・緑地の活用を図り、併せて地域の歴史・自然環境を活用した魅力あふれる公園整備を計画的に推進することとしています。

都市公園は、広域的に利用され幅広い地域・年代の利用者がありますが、常駐の管理人がいないため、人目の少ない時間や死角となる場所で、施設の汚損やき損等が見受けられます。また、宅地開発に伴う小規模な団地内公園は増加、かつ老朽化しており、補修・更新を検討する必要がありますが、経費捻出が難しい状況にあります。一方で、地域におけるグラウンド等の中規模の公園は減少しており、子どもが自由に遊べる広場が少なくなっています。

これまで行政区に公園の管理委託を行い、小規模な修繕を含めた維持管理を実施していましたが、防犯対策として定期的な巡回等、これまで以上の住民参加による適切な管理運営方法の確立が求められています。

◎施策の方向

①公園の維持管理

老朽化が進む公園施設は、優先順位を定めて修繕・更新を進め、適切な維持管理に努めます。地域に根差し、利用者が大事に使用する公園となるよう、防犯対策も含めた地域住民の参加による公園管理の方法を検討します。

②緑地の保全

西部地区の丘陵地域のほか、旧稻荷街道の松並木など後世に残すべき自然環境の保全に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
公園施設・設備の長寿命化	—	公共施設総合管理計画策定後に設定	

第5項 公共交通の利便性の向上



◎現況と課題

本町の公共交通機関は、JR 東北本線のほか岩手県交通によるバス路線が運行されています。自家用車の普及率が高いことから公共交通網が十分に整備されておらず、自ら交通手段を持たない住民の移動手段の確保が課題となっています。

本町の路線バスは、岩手県交通矢巾営業所から直接盛岡方面へ、あるいは駅周辺を経由して盛岡方面へ向かう便が多く、不動地区を通過する路線は1便のみとなっています。利用者の減少に伴い路線の廃止や運行回数が減便され、便利性の低下によりさらに利用者が減るなど連鎖が発生しています。

路線バスの補完的役割を持つ、矢巾町循環バス「さわやか号」は、2路線を週2回ずつ、1日4便運行しています。利用者は年々減少しており、地域住民の足としての役割を果たすため、継続的に利用者ニーズの把握に努める必要があります。

今後は、矢幅駅や矢巾温泉利用者のほか、岩手医科大学附属病院の開院に伴い、通院手段として鉄道やバス利用者が増加することが想定されることから、高齢者等の交通弱者への対応と併せて公共交通のあり方を検討する必要があります。

◎施策の方向

①公共交通の充実

矢巾町地域公共交通会議や矢巾町バス運営協議会での検討のもと、公共交通の動線を見直し、地域公共交通網計画を策定し、住民や利用者の利便性向上に向けた取り組みを進めます。

「さわやか号」の路線周知を図るとともに、岩手医科大学附属病院の開業を見据え、路線バスの補完的な役割を果たすよう継続的な見直しを行うことによって、住民の足としての機能充足に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
循環バス「さわやか号」利用者数	4,792 人	7,500 人	現状値はH26年度

第4章 快適性と安全性を高めるまちづくり

第1項 適切な住宅の供給



◎現況と課題

本町には町営住宅が 242 戸ありますが、現在、入居準備中の住宅を除いてすべて満室となっています。町では、計画的に町営住宅の老朽化等に対応した修繕・補修を行っていますが、三堤、森が丘、明堂住宅では外壁の長寿命化に向け、計画的に維持修繕を行っています。

しかし、本町の町営住宅は全般的に老朽化が著しく、退去時のリフォームや維持管理費用が増加しています。現在、町営住宅の新築や立て替え等の計画はありませんが、長寿命化対策により適切な維持管理が必要です。

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災やそれ以降の余震により被災した住宅の早期復興を支援するため、本町では生活再建住宅支援事業を行っており、住宅債務、住宅の補修又は改修に対する補助の継続が必要です。

全国的に適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であることから、平成 27（2015）年 2 月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

本町でも今後同様の問題が想定されることから、その対策として活用できる空き家について情報提供のしくみを検討する必要があります。

◎施策の方向

①町営住宅の維持管理

町営住宅の長寿命化対策に基づき、適切な維持管理を推進します。

②住宅の耐震化支援

町内の木造住宅に対し、耐震診断や耐震工事の支援を行います。

③被災者住宅の再建支援

東日本大震災等により被災した住宅の復興支援を行います。

④空き家対策の推進

活用可能な空き家情報の提供による移住を促進します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
町営住宅管理戸数	242 戸	242 戸	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
空き家・空き地バンクを活用した不動産斡旋件数	—	実施計画策定後 に設定	

第2項 上水道の適切な運営管理



◎現況と課題

本町の水道普及率は、平成25（2013）年度末において96.4%に達し、概ね全域に水道が普及しています。平成25年度時点における導送配水管の総延長は232km、そのうち耐震適合管27km（11.8%）、老朽管路の延長は10km（4%）であり、老朽管は今後10年で約57km（25%）まで増加する見込みです。

また、東部浄水場の機械及び電気設備が法定耐用年数を迎える老朽化が進んでいます。平成24年時点では、計装設備60%、機械設備24%、電気設備19%が法定耐用年数を超過していますが、東部浄水場から矢幅駅周辺へのポンプ故障による断減水を想定し、安定した給水確保を図るため適切な維持管理及び必要な機器の更新を実施する必要があります。

併せて、法定耐用年数を超す管種は第2次拡張事業で布設された硬質塩化ビニル管が大半を占めており、それらの老朽化に伴い漏水が発生しています。重要な路線に硬質塩化ビニル管が布設されている箇所もあり、適切な予防保全を図ることも必要です。

現在、矢幅駅周辺や東側の地域は住宅や施設・建物等の建築・整備が進められており、今後水需要が増加することが想定されますが、それに伴い水圧低下が予想されています。全体のバランスを考慮しつつ、特定の地域における水需要の増加にいかに対応するかが課題となっています。

水道事業は、企業会計原則に基づき原則独立採算方式で行われており、事業運営の健全化・安定化には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠です。また、料金の設定にあたっては、老朽化した管路施設や浄水場等の適切な時期における更新や、耐震化の推進を図るための負担も必要となっています。

◎施策の方向

①水道施設整備計画（水道事業ビジョン）の推進

水道施設整備計画（水道事業ビジョン）を策定し、短期的な課題解決に取り組むとともに、中長期の視点で水道施設の効率的な更新を行います。

②アセットマネジメント（資産管理）の推進

水道施設のアセットマネジメント（資産管理）の強化を図り、適切な維持管理と更新のあり方を常に検討する体制を整備します。

③経営戦略の推進

中長期にわたる水道事業の経営戦略の構築に向け、堅実な財政計画のもと適切な投資計画を定めるとともに、実効性のある水道事業の運営体制づくりを推進します。

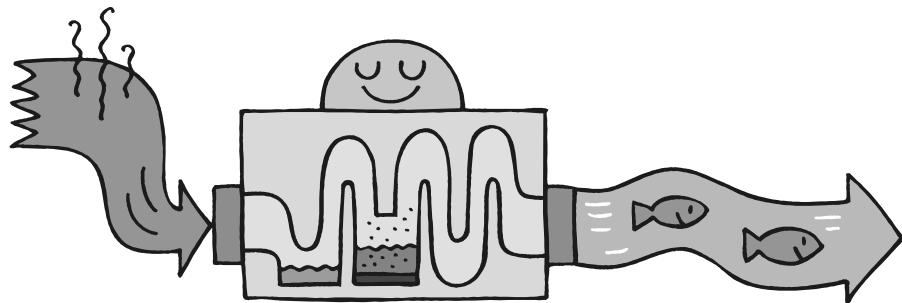
◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
水道施設整備計画（配水管）更新率	20%	100%	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
ICT アセットマネジメントシステム構築率	30%	100%	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
経常収支比率	146.92%	110.00%	現状値はH26年度

第3項 下水道の整備



◎現況と課題

本町の下水道普及率は、平成 25（2013）年度末において 94.4%に達し、公共下水道、農業集落排水はほぼ普及しています。

汚水管渠施設は、30 年以上経過する管渠が平成 25 年度末で 9,505m（6.3%）となり、その 3 年後の平成 28（2016）年度には 10%を超えるなど、年々老朽度が高くなります。それに併せて現在は不明水が多くなる傾向にあります。また、農業集落排水施設は、処理施設が供用してから 20 年以上経過し、機器の劣化が進行しています。そのため施設を永続的に使用するため機能診断や機能強化事業、事業継続計画を作成する必要があります。

雨水排水施設では、矢巾地区の岩崎川右岸、新川排水区の枝線に未整備箇所が点在しているため整備計画の策定及び事業費の確保が必要となっています。また、高田・徳田地区の北上川右岸排水区雨水整備を進めるために、事業の認可が望まれています。

本町の公共下水道及び農業集落排水の整備区域外となる合併浄化槽整備区域では、個々の住宅改修時等に本人意思により設置を行うことから、整備が進まない状況にあります。また、浄化槽利用者と下水道利用者との間で使用に係る経費に差異があることから、公平性を保つ対策が望まれています。

本町では、下水道事業を平成 25 年度から企業会計に移行したことに伴い、経営状況が厳しいことが明らかとなっていますが、事業運営の健全化・安定化には、一般会計からの適正な繰り入れと下水道料金による収入の確保が不可欠です。併せて処理施設での汚水処理量の増加が経営に影響することから、不明水対策など管渠の健全な維持と経営安定に向けた料金の設定が必要となっています。

◎施策の方向

①公共下水道の整備と適切な事業運営

適切な下水道事業の運営に向け、長寿命化計画を策定し、短期的な課題解決に取り組むとともに、中長期の視点で効率的な更新など維持管理を行います。

②農業集落排水施設の整備と維持管理の強化

農業集落排水施設の機能診断や機能強化を図りながらアセットマネジメント（資産管理）の強化を図り、適切な維持管理と更新のあり方を常に検討する体制の整備に努めます。

③下水道事業経営の健全化と浄化槽事業の推進

水洗化率向上に向け、未接続箇所の下水道への接続を促進するとともに、下水道事業の安定化を図るために料金体系の見直しを検討します。

また、合併浄化槽整備区域の住民に対し、制度内容について情報提供を行い、普及促進に努めます。

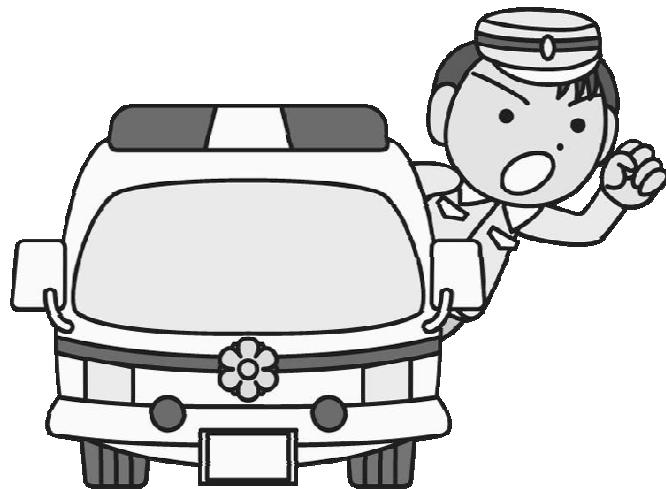
◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
公共下水道普及率	74%	80%	(公共下水道を利用できる人口／行政区内外人口)

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
農業集落排水における機能強化事業の着手率	1 地区	5 地区	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
浄化槽事業広報及び水洗化促進広報活動の回数	2 回	4 回	

第4項 消防・救急体制の充実



◎現況と課題

市街地における世帯数が増加しているなか、国による「消防力の整備指針」による市街地における人口1万人で署を設ける必要があるとの指針と照らし合わせ、矢幅駅周辺から岩手医科大学周辺を含む国道4号沿いまで市街地が続く本町においては、既にその基準に到達していることから、盛岡南消防署矢巾分署の消防署への昇格が必要となっています。

本町の消防団（非常備消防）の定員は380人ですが、平成27年3月末現在で287人と定員割れの状況となっています。「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、消防団の装備、報酬、手当などについて、処遇改善が求められたことから平成27（2015）年4月よりその処遇を改善しました。

消防力を確保するために、常備消防の強化を図ることは勿論のこと、非常備消防の維持も必要であることから、平成27年4月より機能別消防団員の導入を行い、年々減少する消防団員の確保を図っています。

町内の消防水利の充実に向け、防火水槽の設置を年次計画で行っておりますが、住民からの防火水槽や消火栓の設置の要望も継続的に出されており、特に水利の少ない地域に重点的に設置することが必要となっています。

◎施策の方向

①常備消防の強化

広域消防との連携により防火水槽の設置を推進します。また、盛岡南消防署矢巾分署の消防署への昇格時期を検討します。

②非常備消防の充実

消防団員の定員確保に努めるとともに、消火栓の設置を計画的に進めます。

③救急体制の強化

消防署が行う適正な救急車利用に関する周知活動及びAEDの操作講習会の取り組みを支援します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
分署から消防署への昇格	—	消防署への昇格	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
消防団員数	308 人	300 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
救命救急講習回数	年 2 回	年 4 回	

第5項 防災対策の充実



◎現況と課題

本町には災害情報を住民に伝達周知する仕組みが少ないので現状です。

現在岩手中央農業協同組合の有線放送施設を活用して情報の伝達を行っていますが、当該施設の老朽化に伴い、屋外放送は同報系防災無線など代替手段を構築する必要があります。また、携帯端末向けの伝達システムや避難所である自治公民館などへの情報伝達手段の構築などが課題となっています。

本町における災害の主なものは水害ですが、雨量計や水位計など状況を把握するための機器が未設置となっています。情報を素早く把握し避難行動につなげるためにも、河川を常時監視するカメラや水位計、雨量計が必要です。

町内自治会で構成される自主防災会は、41団体中35団体（平成27年4月現在）となっており、設立時に防災用品調達のための補助を行っています。

自主防災組織設立時の補助を継続して行うことが必要ですが、今後は、訓練時の補助など防災意識の醸成と啓発に向けた支援を検討する必要があります。

◎施策の方向

①防災対策の充実

有線放送屋外放送施設の無線化、または代替施設の設置を行うことにより、災害情報を適切・的確に住民に伝える環境づくりを進めます。

②自主防災組織の充実と防災意識の高揚

全行政区に自主防災組織を設立すべく支援するとともに、避難訓練等の実施により住民の防災意識の醸成と啓発を図ります。

③災害情報等の伝達手段の充実

河川監視カメラ、水位計、雨量計の設置により災害状況を適切に把握できる体制を構築するとともに、自治公民館をはじめとした町内 50 カ所の避難所及び 15 カ所の福祉避難所との情報伝達手段の構築を行います。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
防災訓練の実施	年 1 回	年 1 回	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
自主防災組織数	36 組織	41 組織	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
同報系無線の整備	—	実施	

第6項 防犯対策の充実



◎現況と課題

本町内での刑法犯認知件数（警察が犯罪について、被害の届出等によりその発生を確認した件数）は年々減少傾向にある一方で、少年等の補導件数は増加傾向にあります。また、自転車盗難件数については横ばいの状況にあり、依然として矢幅駅周辺での発生件数が多くなっています。近年、子どもに対する声かけ事案のほか、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺も発生しています。

こうした状況の中、本町では地域安全推進隊や少年警察ボランティア協会補導員を中心に、警察やその他の防犯団体と連携しながら、町主催行事に合わせ防犯パトロールを実施しています。

また、矢巾っ子すくすくネットワーク構成員による少年非行防止パトロールを、夏休み・冬休み・春休み期間中に実施しています。

しかし、地域安全推進隊あるいは補導員等、協力団体の構成員が高齢化・固定化しており、今後も長期的に継続した活動を実施するためには次世代の人材を発掘する必要があります。また、矢巾っ子すくすくネットワークによる少年非行防止パトロールは、矢幅駅から矢巾ショッピングセンター周辺までを中心にしており、今後は岩手医科大学附属病院の移転に伴い藤沢地区の店舗等の増加が見込まれることから、パトロールコースや時間帯の再検討が必要となっています。

◎施策の方向

①防犯対策の充実

防犯分野における自助・共助を強化するため、住民主体の防犯活動の推進、支援を積極的に図ります。

今後見込まれる交流人口の増加に対応するため、警察や各防犯関係団体との連携を強化し、犯罪の発生を防ぐとともに、町内から特殊詐欺被害を出さないために、特に高齢者を中心に情報提供や周知を徹底し、未然防止対策の強化を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
犯罪発生件数	88 件	80 件	刑法犯

第7項 交通安全対策の充実



◎現況と課題

市街地やその周辺部の発展に伴い交通量の増加が懸念される中、本町では平成23（2011）年から3年連続で交通死亡事故が発生していました。しかし、平成26（2014）年に2件の事故が発生し、また、今後は、岩手医科大学附属病院の移転による工事関係車両や施設利用者等の増加が見込まれることから、交通事故のないまちづくりに力を入れています。

本町の交通事故は、物損事故件数については横ばいの状況であるものの、人身事故は増加傾向にあります。そのため、高齢者に対する交通安全情報の提供と周知、あるいは交通安全教室の開催といった対策を講じていく必要があります。

また、飲酒運転については罰則の強化等により減少傾向にあったものの、近年増加に転じています。増加する飲酒運転について、住民一人ひとりの意識を高めるためにも地域への働きかけが必要であることから、現在、回覧による情報提供や町内飲食店に対する飲酒運転撲滅啓発活動を実施していますが、さらなる対策の工夫が求められています。

本町では、交通指導隊による交通安全教室や広報活動、登下校時の交通指導を継続することで広く住民に啓発活動を実施していますが、交通指導隊あるいは各地区交通安全協会・交通安全母の会といった協力組織の構成員が高齢化・固定化しており、今後も長期的に継続した活動を実施するためには次世代の人材を発掘する必要があります。

地域や学校等から要望に基づき、信号機や横断歩道といった各種交通安全施設については、毎年、紫波警察署を通して県公安委員会に継続して要望しており、近年は信号機の新設や移設が実現しています。しかし、交通安全施設については、数年に渡って継続要望されている

箇所も残されていることから、今後も警察と協議の上、地域での対応を検討しつつ働きかけを続ける必要があります。

◎施策の方向

①交通事故の防止

季節ごとの交通安全運動はもとより、年間を通して住民への情報提供を徹底し、交通安全意識の高揚と知識の普及を図ります。併せて、高齢者に対する交通安全教育を充実します。

また、交通指導隊や各地区交通安全協会・交通安全母の会等の関係組織の活動に対して、支援を継続します。

併せて、交差点などの危険箇所を把握し、道路管理者のほか警察や県公安委員会に対して、交通安全施設に関する要望による早急な整備の実現に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
年間交通事故発生件数	物損 664 件 人身 79 件 死亡 2 件	物損 600 件 人身 70 件 死亡 0 件	

第8項 消費者の保護



◎現況と課題

架空商法や送り付け商法などの悪質な消費生活問題が全国的に発生している中で、本町でもインターネットでのワンクリック詐欺や商品の販売業者とのトラブルも発生しており、次第に相談件数が増加している状況にあります。また、実際に被害にあっているにも関わらず相談に結びついていないケースもあり、関係機関との連絡体制の強化が必要となっています。

本町は、盛岡広域8市町で構成される盛岡市消費生活センターを中心とした広域的な取り組みに参加しており、悪質商法防止に向けた出前相談やリーフレットによる啓発を行っています。

また、多重債務に関しての相談が徐々に増加しており、町として対応が難しいものについては盛岡市消費生活センターを紹介し解決への相談業務を行っています。

しかし、町のホームページでも独自に消費生活に関する情報を掲載しているものの、アクセス件数が伸びていないことから、被害防止に向けた意識啓発手段の検討が必要となっています。

◎施策の方向

①詐欺被害の防止

高齢者を狙った悪質商法や振り込み詐欺に遭わないように、役場内関係課・金融機関・医療福祉サービス関係者等で連携をとりながら、防止対策の強化に努めます。

②多重債務者への対応

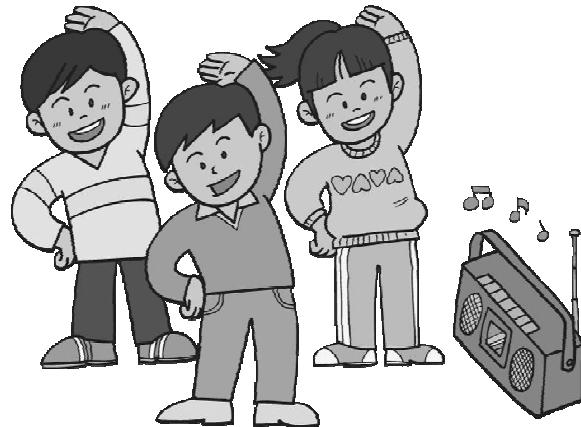
盛岡広域市町による共同事務を行うことで、多重債務案件の相談事例を共有し適切な対応を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
消費生活相談件数	63 件	45 件	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
共同事務による専門的な 相談窓口の設置	1 力所	1 力所	

第9項 コミュニティの活性化



◎現況と課題

本町内には現在 41 の自治会があり、各自治会で公民館を建築し維持管理の上、活動拠点としています。現在、町内のほとんどの自治会組織が、東日本大震災や平成 25（2013）年の大雨洪水被害を受け、自主防災組織の設立に取り組んでいます。

各自治会においては、地域内の絆を構築するために自治会主催の交流事業を実施していますが、都市部では事業に全く参加しない住民もあり、地域のつながりが希薄化しています。そのため、住民とのつながりをどのようにすべきかも大きな課題となっています。

また、市街化調整区域内の自治会は人口が減少し、高齢化が進展することによりコミュニティ活動の低下が懸念される一方で、人口が多い行政区では、再編が検討されていることから、それに対応した自治会のあり方を検討することが必要となっています。

市街化調整区域内の自治会を中心に、人口減少に対してどのように自治会組織を維持するかが課題となっていますが、それと併せて、公民館の改築又は維持修繕に係る費用の捻出など、人口の少ない自治会では対応が困難になることが想定されています。

現在、自治会が設置する公民館、ごみ集積所、防犯灯等や、防犯灯電気料に対し、町が補助を行っておりますが、コミュニティの維持に向けた継続的な対応が求められています。

◎施策の方向

①コミュニティ活動への支援

人口減少が進行する中での自治会組織の機能を維持するために、適切な支援を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
コミュニティ整備事業要望件数に対する補助件数の割合	100%	100%	現状値はH26年度

第5章 産業の活力を高めるまちづくり

第1項 農林業の振興



◎現況と課題

本町の総土地面積は 67.32 km²で、そのうち林野面積は 1,590ha、耕地面積は 2,965ha となっています。総土地面積の 44.0%を占める耕地面積のうち、田耕地面積は 2,482ha、畠耕地面積は 483ha となっています。

本町の農業生産の基盤は稻作であり、耕地面積の約 90%を占めています。ほ場の大区画化により担い手への農地集積を進め、農業生産力の強化を図る一方で、小規模区画等により農地集積に支障のあるほ場も見られ、大きな課題となっています。また、老朽化した用排水施設も多く、長寿命化を図ることが必要です。

本町では、農業従事者の高齢化が進むとともに、後継者不足により農家戸数が減少しています。町内全集落に設立されている営農組織の法人化が進められていますが、現在で 6 法人にとどまっており、全体的には法人化への移行が遅れている状況です。

本町においては、盛岡都市圏という条件を生かした都市近郊型農業を推進しているものの、より大消費地に近い他県に比べると流通面において不利な状況にあり、地域特産品のブランド力向上が望されます。農業所得の増加のためには、稻作中心の農業から野菜や果樹をはじめとする園芸作物への転換並びに農畜産物の高付加価値化に向けた取り組みが求められています。こうした中で、規格外農産物も含めた活用による 6 次産業化の動きが見られますが、農商工連携による商品力の向上と流通力の強化も同時に必要とされています。

さらに、町内小学校を中心に、農業者が直接指導する食農教育が行われていますが、子どもだけでなく親の世代である大人も対象として地産地消や食育の活動を実施し、農業を活用した地域活性化を推進するとともに、食料供給源としての農地と森林の重要性に対する認識を深める取り組みが必要とされています。

◎施策の方向

①農地の保全

多面的機能支払交付金を活用し、農地や農業用施設等の保全管理に努めます。

また、林地保全のための取り組みを検討します。

②農業従事者と後継者の確保

青年就農給付金をはじめとする各種制度を活用し、新規就農者の確保に努めます。

また、知識及び技術の習得による資質の向上を図りつつ、農畜産物の高付加価値化による就農意欲の高揚を図り、所得向上を目指す農業者を支援します。

③経営近代化の推進

集落営農組織の法人化を推進するとともに、農業生産力及び農業所得の向上を図り、経営近代化を推進します。

④6次産業化の推進

矢巾町産農畜産物の良さに関する情報発信を強化し、矢巾ブランドの確立を目指します。

異業種間の連携により、商品力の向上と流通力の強化を図ります。

また、農畜産物の加工や販売を含めた活用を検討し、他産地の農畜産物との差別化を図れる商品開発を行うことにより、町産農畜産物の高付加価値化及び農業所得の向上を図ります。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
多面的機能支払交付金対象団体数	30 団体	30 団体	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
新規就農者数	3 人	15 人	累計値度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
農業法人化件数	6 件	13 件	累計値

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
農産物のブランド化件数	0 件	2 件	累計値

第2項 商業環境の充実



◎現況と課題

本町の卸売業は、事業所数 178、従業者数 2,681 人、年間商品販売額 2,297 億円、また小売業は事業所数 143、従業者数 1,120 人、年間商品販売額 296 億 4,000 万円となっていますが、卸売・小売業ともに商店数、従業者数および商品販売額が下降しています。

本町の商業は、矢幅駅東地区から国道 4 号沿線に商業集積がされているほか、岩手流通センター等を中心に卸売業、建材業や倉庫業等が集積されています。岩手流通センターは東北で 2 番目の規模を誇っていますが、流通システムの変革は急速に進み、その対策が必要となっています。

小売業では、矢幅駅東地区の矢巾ショッピングセンター出店に加え、岩手医科大学附属病院の移転を見据えた藤沢地区の大規模商業集積が進められており、盛岡市近郊の大型商業施設への購買流出と合わせて、町内小売業への大きな影響が懸念されます。

そのため、人や車の流れの変化に対応した商業環境の構築が求められており、岩手医科大学附属病院移転に伴い、中心市街地の活性化及び賑わいの創出に向けて、医療や介護、健康増進などのヘルスケアビジネス等新たな産業の創出や、町内小売業者の活性化を支援する取り組みが必要となっています。

◎施策の方向

①中心市街地活性化の推進

矢幅駅前商店街の再構築を図るとともに、屋台村に続く商業集積施設の整備を支援して、町の玄関口のひとつである矢幅駅前の活性化を図ります。

②産業拠点の創設

岩手医科大学の学生や附属病院関係者及び通院による来町者を受け入れる商店街を構築するとともに、同病院移転に伴い、ヘルスケアビジネスなどの新たな産業創出を推進します。

③農村部における商業振興

町内小売業者の活性化のため、既存小売店の経営持続化に向け、商工会による経営発達支援（伴走型支援）を推進し、農村部の地域コミュニティ維持にもつなげていきます。

④流通システムの変革への対応

急速に進む流通システムの変革に合わせ、時代に対応した商業振興のあり方を検討します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
ヘルスケアゾーンにおける企業件数	—	5 事業所	

第3項 工業の振興



◎現況と課題

本町の製造業の事業所数は 27 事業所、従業者数は 961 人、製造品出荷額等は 168 億 6,000 万円となっていますが、ともに減少傾向にあります。

本町の工業団地は、下田工業団地（12.6ha）、西部工業団地（22.5ha）、ウエストヒルズ広宮沢（40.1ha）が造成されており、卸売業、小売業、道路貨物運送業など各種事業所が多く立地しています。矢巾スマートインターチェンジが新設されることにより、交通アクセスの利便性が大きく向上することから、その優位性をアピールしつつ、さらなる立地促進を図ることが必要ですが、すべての工業団地がほぼ全用地利用済となっており、町内の産業用地が不足していることから、新たな産業用地の造成と企業立地用地の確保が課題となっています。

併せて、製造業等工業の振興に向け、立地企業と地元企業の間で農商工連携や異業種連携・情報交換等の活動支援が必要とされています。

また、岩手医科大学や岩手県立産業技術短期大学校などの教育機関や流通センターに集積する各種事業所などが、お互いの持つ情報や技術を活用する产学研官連携の仕組みづくりを推進する必要があります。

◎施策の方向

①中小企業及び地場産業の振興

中小企業及び地場産業の振興に向け、立地企業、地元企業の間で農商工連携や異業種連携・情報交換等の活動支援に努めます。

②企業誘致の推進

沿岸及び北東北3県への交通アクセスの利便性及び優位性をアピールするとともに、新たな立地用地確保の検討による企業誘致を推進します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
異業種連携情報交換会	—	年2回	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
新規立地企業数	—	5事業所	累計値

第4項 観光まちづくりの推進



◎現況と課題

本町は宿泊施設に乏しく、また観光地化が進んでいないことから、観光客数は減少傾向で平成25年度においては23.4万人にとどまっており、長期滞在型の観光推進が望まれています。

本町で開催されるイベントには、季節ごとに徳丹城で桜を満喫する徳丹城春まつり（4月）、南昌山麓健康ウォーク（6月）、さんさ大輪踊りをメインとした矢巾町夏まつり（7月）、本町産農産物の品評会や展示即売を行う矢巾町秋まつり（10月）、「せあどだき」ともいわれる奇祭スミつけ祭り（2月）等があります。また、ちゃんこ台返し世界大会やご当地ヒーローなど、住民が発信するイベントが催されており、意欲ある民間活力の高まりに期待がもたれます。

町の特産品としては、南昌さんさジュース、さんさそば、山ぶどう、地酒「別将」、焼酎「ゆくたがり」等が開発されていますが、地域で昔から生産される味噌等の加工品が再び注目されており、商品力の向上と共に販売促進活動が進められています。

本町の主な観光地としては、幣懸（ぬさかけ）の滝、南昌山登山コース、水辺の里遊歩道、城内山展望台、煙山ダム、森山パストラルパーク、徳丹城跡、南昌トンネル付近の紅葉の景勝地などが挙げられます。一方で、大白沢に原生林等の観光資源が多数残されており、資源の保全とともに新たな活用の検討が必要とされています。また、東部方面の徳丹城跡地と西部方面の南昌自然公園を結ぶ導線が必要であるとともに、矢巾温泉郷の活性化、平成25年8月の大雪洪水被害により損壊した施設の復旧、施設の老朽化が進む城内山展望台や南昌グリーンハイツ等の補修が必要とされています。

◎施策の方向

①観光施設の整備

観光客のニーズに合わせた観光拠点の整備に努めるとともに、矢巾町への誘客促進を図るため、魅力ある矢巾温泉郷の活性化を推進します。

また、南昌自然公園及び徳丹城の施設整備等、観光施設の整備と観光資源の再認識による本町観光の構築を進めます。

②観光情報の発信と誘客の促進

既存メディアを活用するなど情報発信の強化に努めるとともに、観光案内標識の整備など観光案内を充実させることで誘客の促進につなげ、本町の観光活性化を図ります。

③各種イベントの充実

本町の特徴を活かした「矢巾ツーリズム」を構築し、滞在型・体験型の観光の推進により交流人口の増加を図ります。そのため、年間を通じて本町に関心が持たれるよう、四季それぞれの観光イベントの充実を図るほか、伝統芸能等の積極的なPRにより本町の魅力の発信に努めます。

④特產品開発

既存の商品について見直し等を行うとともに、地域に眠る魅力ある商品の掘り起こしを行いながら、新たな商品開発を検討します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
観光ルートアプリ登録スポット件数	—	実施計画策定後 に設定	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
観光客入込数	242,000 人	300,000 人	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
各種イベント来場者数	49,922 人	53,000 人	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
特産品開発件数	1 件	5 件	

第5項 勤労者への支援の充実



◎現況と課題

本町には、北東北の流通拠点として重要な役割を担っている岩手流通センターや工業団地があり、多くの企業や事業者が集積しています。これらの流通団地や工業団地、そして盛岡公共職業安定所との連携により、町内における雇用の確保を積極的に進めています。

今後の働く場の確保のためには、企業誘致の推進による地元就労の場の創出や、医療機関等との連携による研究・開発のほか、企業間連携による農商工連携やヘルスケアビジネスなどの新しい企業形態による起業・創業を推進し、雇用の拡大につなげる取り組みを行うとともに、就業しても定着できない雇用のミスマッチへの対策も必要となってきます。

若年層の就労支援としては、引き続きインターンシップ支援事業を実施し、生徒が自分の進路に関連した就業体験を行う場の提供に努めます。高校生を中心に、主体的な職業選択の能力や職業意識の高揚を図り、就業後定着率の向上と、併せて教育の一環として職業体験や就労機会の提供などに一層取り組んでいく必要があります。

◎施策の方向

①雇用創出の推進

企業誘致による地元就労の場の創出を推進します。

岩手医科大学の総合移転事業による医療機関や研究機関などの施設を活かした研究・開発に取り組む企業を支援します。

企業間連携による産業振興、農商工連携、ベンチャー企業やヘルスケアビジネスなどの新しい企業形態による起業を支援し、雇用の拡大と創出につなげる取り組みを推進します。

②就業の支援

雇用のミスマッチ解消のため、職業選択に資する情報提供と体験の機会の提供を推進する企業を支援します。また、魅力ある就業の場をPRするために、既就業者が魅力的な広告塔となる事業内容の紹介を行うセミナー等の開催により、就業後定着率の向上と就業者育成を支援します。

企業誘致の推進による地元就労の場の創出や、岩手医科大学の総合移転事業に関連する企業の進出を支援することで、町外へ転出した住民や都会からの移住者が地元で安心して生活できる環境づくりや UIJ ターン者への就業支援を強化します。

③起業・創業支援

セミナーや提案募集による事業の実現支援により、若者や技術者等のアイディアや意欲を起業につながるよう支援します。

◎まちづくりの指標

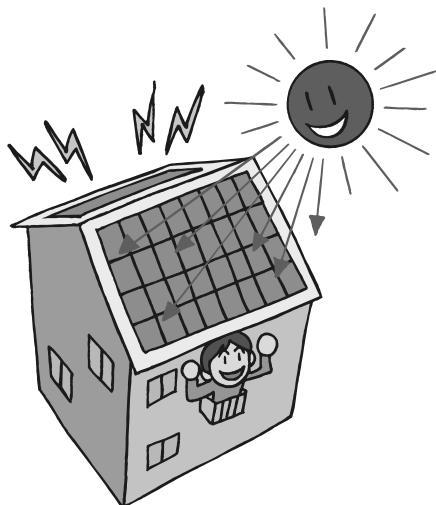
指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
立地企業の雇用者数	1,300 人	1,500 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
インターンシップ実習生（年間）	60 人	80 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
新規創業支援事業の利用件数	0 件	20 件	

第6章 豊かな生活環境を守るまちづくり

第1項 循環型社会の形成



◎現況と課題

本町では、循環型社会の形成に向け、盛岡市、紫波町及び矢巾町の1市2町で構成する一部事務組合である盛岡・紫波地区環境施設組合との連携により、家庭ごみの減量化（3R）への取り組みを行い、ごみ焼却処理施設の見学や清掃センター環境まつり等を通して循環型社会の形成に向けた住民の意識の醸成に努めています。

平成25（2013）年度に施行された小型家電リサイクル法に基づき、平成27（2015）年度からは、使用済小型電子機器等の再資源化に向け指定60品目のうち18品目について「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証実験」を行い、将来的には指定60品目のうち28品目の分別収集及び処理の本格実施を目指しています。

また本町では、自然環境、経済活動等の地域特性を踏まえ、活用できる新エネルギーの普及に努めながら環境と調和したまちづくりと、地域の持続的発展、地球環境の保全、快適で便利な生活環境を創出することを目指して策定した矢巾町新エネルギービジョン基本方針に基づき、行政、地域住民、企業と連携し、地域における新エネルギーや省エネルギー導入の普及促進を展開しています。民間事業者によるメガソーラー施設の整備を推進しているほか、平成24（2012）年度から継続している岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用し、平成27（2015）年度までに公共施設11施設に太陽光発電システムの導入を進めてきました。

しかし、岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業が平成27年度で終了したことから、防災対策としての太陽光発電システムの普及や、太陽光発電に限らず地域特性を活かした風力、水力等の検討も今後の課題となっています。

また本町では、町内一般住宅への太陽光発電システム設置補助事業についても継続して実施しているものの、具体的な年間設置実績を考慮しつつ、事業継続に対して検討が必要となっています。

◎施策の方向

①循環型社会の推進

省資源、省エネルギー、ゼロ・エミッション（生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること）、3R等さまざまな取り組みに対応した、地域特性を活かした循環型社会形成に向けた取り組みを推進します。

②自然エネルギーの有効活用

矢巾町新エネルギービジョン基本方針に基づき、自然エネルギーの活用を推進するとともに、太陽光発電システムや他の再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	備 考
集団資源回収事業の資源回収量	633.5t	646.0t	現状値はH26年度

指 標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	備 考
再生エネルギー連携設備の導入件数	0件	1件	

第2項 環境保全と環境美化の推進



◎現況と課題

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災により、大量の放射性物質の漏洩を伴う福島第一原子力発電所事故の発生以降、公共施設等の空間線量の測定、学校給食や農林畜産物の放射性物質濃度の測定は今後も継続的に行なうことが求められています。

本町では、地域住民の生活環境を把握する目的で、水質検査、臭気測定、騒音測定等を状況に応じて実施していますが、町内の畜産業や事業所等による水質汚染や臭気、騒音に対する苦情が寄せられており、適切な環境保全に向けた指導や対策等が求められています。

本町の西側には豊かな自然環境を有する中山間地域が広がっていますが、山間部を中心として廃家電・タイヤ、燃えるごみ等の不法投棄が後を絶たない状況です。そのため本町では、自然環境や生活環境の保全のため、不法投棄防止として看板の設置やごみの撤去、処理及びパトロールを隨時実施しています。

環境美化の取り組みとしては、北上川矢巾地区愛護協議会による北上川河川敷清掃を、春と秋の2回実施しており、毎年ボランティアとして地域や関係団体200名ほどが参加して、美化活動を推進しています。また、犬の粪の放置や迷い犬、猫の放し飼いなど住民間のトラブルが多く発生していることから、粪害への対応として立て看板の設置、広報、チラシ等で啓発を図っているほか、犬、猫等の動物愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を行っています。

本町西部には広く水田風景、農村地帯が残っており、自然風景や田園風景などの景観資源に恵まれていますが、こうした景観資源を活かした施設の整備を行なってきましたが、平成25（2013）年の大雨被害により西部地区にある観光地が被害を受け、いまだ復旧していない状況にあり、景観上の課題となっています。現在、ヒマワリ畑として活用している土地もありますが、今後どのように活用していくか検討することが必要となっています。

◎施策の方向

①環境の保全

自然及び生活環境の保全に向け、河川等の水質検査、臭気測定、騒音測定を定期的に実施し、公害の防止を図るとともに、悪質な不法投棄に対しては、不法投棄防止パトロールの強化により適切な対応に努めます。

②環境の美化

自然環境や生活環境における清掃活動は今後さらに継続し、住みよい環境づくりに努めるとともに、ペットの飼い主マナーの向上を目指し、チラシや広報等により啓発を進めます。

③景観の保全と形成

本町の特色を生かした景観の維持を目指し、自然風景や田園風景を保全・活用します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
環境に関する苦情件数	75 件	50 件	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
町の清掃活動のごみ搬入量	3,870 kg	3,500 kg	

第3項 環境衛生の充実



◎現況と課題

本町では、平成 22（2010）年 4 月から指定ごみ専用袋による家庭ごみの収集を開始し、9 分類の分別によるごみの減量化に向けた取り組みを実施しているほか、盛岡・紫波地区環境施設組合と連携を図り、ごみの減量と分け方・出し方について青空教室を開催し、3 R運動を展開することで、ごみの排出抑制、分別収集、有効利用の推進啓発を行っています。

また、現在各地域で実施されている資源回収活動を積極的に支援しごみの減量化を推進しています。しかし、一部、分別ルールを守らずにごみが排出されている状況であり、分別が徹底されず、資源ごみを分別しないまま燃えるごみとして処理が行われている状況にあります。事業系ごみについては、ごみの排出抑制が進展せず、分別しないまま収集される状況が多い事から、事業者に対する意識啓発も必要です。

本町のし尿処理は、紫波、稗貫衛生処理組合の施設で行なっていますが、平成 30（2018）年度末に組合解散が予定されており、今後の処理方策について協議を進めています。

現在、国及び県が推進するごみ処理広域化に対する取り組みが進められており、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、広域化基本構想が策定されました。しかし、新たなごみ焼却施設が平成 41（2029）年度に1施設に集約化され稼働する前年の平成 40

（2028）年度までは、現在のごみ焼却施設はもとより、その他の中間処理施設も継続して使用する必要があることから、これら施設の延命化に向けた各種対策の推進が求められています。

本町の矢巾斎苑は、昭和 61（1986）年 4 月の開設後 30 年程が経過しています。施設全体が老朽化しており、毎年改修工事を実施しながら施設の安全な維持管理に努めているとともに、指定管理者制度を活用し、その運営は民間により、良好な火葬場の管理運営が行われています。

今後は、施設の老朽化に伴う維持管理経費の負担増が見込まれていますが、近隣市町が火葬場を新設したことによる利用者の減少が想定され、財政的にも厳しい状況となることが見込まれることから今後適正な利用者負担を検討する必要があります。

◎施策の方向

①ごみの減量化と適切な処理の推進

地区住民をはじめ、集合住宅における住民に対して3R運動を展開し、ごみの排出抑制、分別収集、有効利用を積極的に推進するとともに、事業系ごみの排出業者に対し、ごみ排出抑制に対する啓発活動を行います。

②ごみ処理の広域化の推進

ごみ処理の広域化を推進し、ごみの適正処理を図るとともに、施設の効率的な使用により、その延命化を図ります。

③汚泥・し尿処理施設建設の推進

紫波、稗貫衛生処理組合の解散後の新たなし尿処理施設の建設について、紫波町と共同で推進します。

④葬祭施設の整備と適切な運営

矢巾斎苑は、民間のノウハウを活かした指定管理者制度を継続し、利用者に配慮した施設運営を図ります。また、施設利用者の利便性向上、施設の安全確保を図るため、計画的な整備改修を推進します。併せて、適正な利用者負担の検討を行います。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
1人1日当たりのごみ搬出量	家庭系 588 g 事業系 565 g	家庭系 559 g 事業系 537 g	現状値は H26 年度

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
矢巾斎苑の施設改修・改善要望に 対する改善率	—	60%	

第7章 安心と信頼が寄せられる行政経営

第1項 住民協働のまちづくり



◎現況と課題

本町では、住民協働によるまちづくりを推進するため、意見募集の際は広く住民の意見を把握するため各種計画等策定時に住民アンケートの実施、審議会等委員に住民の登用、パブリックコメントの実施、全41行政区を対象にした地域懇談会開催など住民の町政参加を積極的に進めています。

しかし、若年層は住民アンケートに対する回答や地域懇談会への参加が少ないとから意見募集方法について検討が必要です。

また、行政情報の提供にあっては、広報紙及び町ホームページを活用し行なっていますが、行政情報を速やかに住民に伝達する手段として町ホームページは有効であるものの、高齢者等への情報伝達は広報紙が中心となっています。

住民のボランティアに対する関心は高く、町をみんなできれいにする運動（年2回）は町内全域を対象に多くの住民が参加しているほか、道路及び河川の愛護活動として草刈作業（年2回）を各行政区単位で実施しています。また、本町の独自の取り組みとして、役場から必要な資材等提供を受け住民が生活道の舗装工事に取り組む「地域協働の道づくり」が行なわれています。

また現在、町内にNPO法人が9団体あり、町が指定管理者として管理運営を委託している団体もあります。NPO法人は福祉分野を中心とした団体が多くなっていますが、町と直接関わりのない団体もあり、町との連携について検討する必要があります。

◎施策の方向

①住民協働の推進

各種施策がより住民ニーズに合致するよう意見募集や意見交換会を開催し、検証を踏まえた見直し改善に取り組みます。また、情報公開により行政情報をオープンにすることで、住民と行政が信頼のもとに事業の在り方について共に検討できる関係の構築を図ります。

②ボランティア・NPOとの連携

高齢化社会が進む中で、ボランティアの確保に向けた取り組みを支援します。また、地域やNPO団体等に指定管理や委託可能なものについては検討を進め、協働を推進します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
各種計画策定時の住民参画率	—	100%	

第2項 男女共同参画社会の推進



◎現況と課題

人口減少に対する問題意識が高まる中、女性の社会参画への期待が一層高まり、単に労働力人口が増加するだけでなく、女性の視点が加わることで新たなサービスが開拓され、ひいては経済の成長につながることが期待されています。

本町では、男女共同参画社会の実現に向け、平成18（2006）年3月に平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とした「田園都市やば男女共同参画プラン」を策定しており、男女ともに個性と能力を發揮し、生き生きと輝ける元気なまちの実現に向け取り組みを行っています。また、岩手県男女共同参画サポーター養成講座を本町から14名が受講し、サポーターとして認定されています。

農村部においては、農林業の経営を家族で取り組み、男女の共同参画を進めることを目的に毎年3家族を目標に家族経営協定を推進していますが、現在49家族が締結し、女性の地位向上に努めています。

連合婦人会や商工会女性部、JA矢巾地域女性部など町内の女性7団体で構成する矢巾町女性教育連絡協議会においては、女性の社会における地位向上と教養を高めることを目的に、各団体の中においてお互いの情報共有に努めていますが、毎年開催されている「矢巾町女性のつどい」に対しても女性の視点によるまちづくりの支援を行っています。

しかし、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く、地域や地域の人々の課題解決のための取組に男女共同参画の視点が十分活かされていないのが課題となっているとともに、地域における活動の参加について、性別、世代による偏りや、地域において女性が実際に活躍できる場が乏しいことから、幅広い年代等の地域参加を促し女性が活躍しやすい場を作る必要があります。

◎施策の方向

①男女共同参画の啓発

男女共同参画に対する意識改革を推進し、地域や家庭での身近な男女共同参画の推進を図ります。

②女性の社会参画の推進

育児・介護等における女性の負担軽減の促進を図ることや、職場におけるゆとりある多様な働き方の導入と促進を図ることにより、女性が積極的に社会参加する環境づくりを推進します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
男女共同参画サポーター養成者数	15 人	20 人	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
各種委員への女性登用の割合	28.3%	35.0%	

第3項 広報・広聴の充実



◎現況と課題

本町では「広報やはば」を毎月約 11,000 部発行しており、町の様々な情報を住民に提供しています。住民にとってより分かりやすく、また、魅力ある広報紙とすることが必要です。

町ホームページの閲覧数は平成 24（2012）年度、平成 25（2013）年度が平均で約 12 万件でしたが、平成 26（2014）年度は 11 万件程度であり、今後より有効な情報発信媒体としての改善が求められています。

また、町内小中学校のホームページについても各学校での更新ができないために、年に平均数回程度の更新に止まっており、学校から保護者へのホームページを介しての情報提供が少ない状況を改善する必要があります。

◎施策の方向

①住民に分かりやすい広報活動の推進

「広報やはば」の充実に努めるとともに、町ホームページのシステムを更新し、行政情報や観光情報などを随時町内外に情報発信できる体制づくりを進めます。

併せて、町ホームページを色調や音声読み上げ機能などアクセシビリティ基準に沿って多くの人が利用できるよう改善します。

また、小中学校のホームページは、それぞれの学校から父兄に向けた情報提供が行われるよう整備を推進します。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
町ホームページ年間アクセス件数	185,266 件	300,000 件	現状値は H26 年度

第4項 適切な行財政経営の推進



◎現況と課題

自治体が自主的・主体的に施策を決定し、まちづくりの主役である住民と行政が協働して地域を発展させるため、簡素で効率的な行政経営を推進し、活力と魅力ある地域社会の形成に向けた取り組みを本町では推進しています。

現在、国からの地方分権により自治体における業務量が増え、かつ、住民への説明責任を負うこととなったほか、特色のある施策を推進するため自治体が自ら施策を考え実行することが要請されていますが、自治体は、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に努めなければならないことから、職員数の削減など行財政改革に努めています。

そうした中、新たな事務事業に対応し、限られた人員で合理的・効率的な行政運営を行うことが重要であるとともに、発想力、理解力、説明力、法規能力等の様々な能力を職員一人ひとりが高めることが必要となっています。

また、平成28（2016）年1月から、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入される中、その制度に対応した情報公開及び個人情報保護に関する対応も重要となっています。住民において、個人のプライバシーを尊重するという意識が高くなっていることから、情報セキュリティ対策において、職員に対し教育を行い、関係者のセキュリティ意識の向上を図ることも重要です。

本町の行政運営を支えるためには、堅実な財政運営が必要ですが、そのためには住民一人ひとりの納税が基本となっています。しかし、景気の動向や災害等により一時的に納税が困難となる納税者も少なくないことから、適切な納付指導を行っているものの、完納に至らないケースも多く滞納繰越として次年度以降への対応を行っています。そのため、平成26（2014）年度実績で収納率は99.54%と県内でも上位に位置していますが、さらなる滞納整理の強化が必要となっています。

◎施策の方向

①行政管理機能の強化と適切な人事管理と人材育成

行政に求められる内容や課題へ柔軟に対応し、見直しを行うとともに、基礎能力及び専門性を高める研修を複合的に行い、職員の個別能力の引上げを図ることにより、職員一人ひとりの能力が組織の能力として発揮されていく組織づくりを進めます。

②行政サービスの情報化

情報セキュリティの観点、また情報保全などの観点から各種情報システムに係るセキュリティ対策の強化充実を図ります。

③財源の確保と効率的な財政運営

口座振替を中心とした自主納税を推進し、継続して高い収納率の維持に努めるとともに、計画的な納税を促進し、新年度に発生する新たな税金等の期限内納付と併せ早期完納の実現に取り組みます。また、財政の健全化に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
情報漏えい事故発生件数	0 件	0 件	

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
自主納付の機会拡充 (コンビニエンス納付)	—	実施	

第5項 広域連携の推進



◎現況と課題

本町は盛岡広域圏に属していますが、盛岡広域圏の経済活動の活性化に向けた現状分析や課題抽出を行うとともに目指す姿や産業戦略を定め、その内容を「連携中枢都市圏ビジョン」に取り込むため、「盛岡広域圏経済戦略」が平成 26（2014）年度に策定されました。圏域全体の経済成長に向け立案された本戦略の取り組みは、その特徴として、大学・研究機関等の集積を活かし、デジタル情報を扱う産業を中心とした IT 人材の育成及び新産業の創出等を促進するとともに、圏域内の救急医療体制の再整備の方針が打ち出され、平成 26 年 6 月に、総務省の新たな広域連携モデル構築事業のモデル団体として指定されたことから、本町では、広域圏内各団体との連携・協力を推進することが必要です。

現在本町は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合、盛岡・紫波地区環境施設組合及び紫波、稗貫衛生処理組合の一部事務組合で業務を他市町と共同して実施しています。

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合は、水道施設、下水道施設の老朽化が課題となっているほか、人的な体制においても改善が求められています。

盛岡・紫波地区環境施設組合は、平成 26（2014）年 3 月に「ごみ処理基本計画」を策定しましたが、盛岡広域圏のごみ焼却 6 施設の集約化を盛り込んだ「県央ブロックごみ処理・し尿処理広域化基本構想」が承認され、平成 40（2028）年度まで施設の延命化が必要となったことから、「ごみ処理基本計画」を一部見直し業務を推進しています。

紫波、稗貫衛生処理組合は、施設老朽化や処理量減少等の課題があることや、組合が平成 30（2018）年度に解散することも踏まえ、し尿処理の適切な対応について協議・検討を進めが必要です。

◎施策の方向

①盛岡広域圏での一体的発展

盛岡広域圏経済戦略を、広域圏内各団体との連携・協力のもと推進します。

②行政事務の効率化（一部事務組合の運営）

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、紫波、稗貫衛生処理組合の適切な運営に努めます。

◎まちづくりの指標

指 標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考
盛岡広域圏での連携した事業数	—	実施計画策定後 に設定	